

愛知県医療勤務

環境改善支援センター

医療スタッフ、患者からも
選ばれる医療機関へ

人材の確保
職場定着の
促進

時間外労働
の削減

医業経営
改善

タスクシフト
促進時短計画
作成支援

就業規則等の
リーガル
チェック

マネジメント
システム
導入

質の高い医療サービス体制を構築するためには、医師や看護師などの医療スタッフが健康で安心して働くことができる職場環境の整備が重要です。

平成26年10月に施行された改正医療法に基づき、医療機関がPDCAサイクルを活用して計画的に医療従事者の勤務環境改善に取り組む仕組みとして勤務環境改善マネジメントシステムが創設されました。愛知県では「愛知県医療勤務環境改善支援センター」を設置し、こうした取組を行う医療機関を総合的に支援しています。

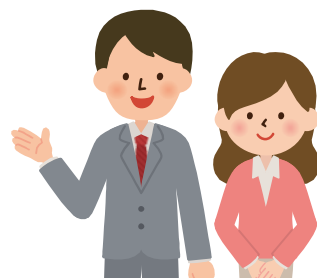
相談無料!お気軽にご相談ください!!

・セミナー、院内研修への講師派遣 ・電話、個別訪問相談等
・タスクシフト促進 ・労働時間短縮計画作成支援等

専門の相談員が対応します。

医業経営アドバイザー(医業経営コンサルタント)/医療労務管理アドバイザー(社会保険労務士等)

※相談の内容の秘密は厳守いたします。また、外部機関への通報など、指導、監督を目的としたものではありませんので、ご安心ください。



医療勤務環境改善の意義

医療機関が、「医療の質の向上」や「経営の安定化」の観点から、自らのミッションに基づき、ビジョンの実現に向けて、組織として発展していくことが重要です。

そのためには、医療機関において、医療従事者が働きやすい環境を整え、専門職の集団として働きがいを高めるよう、勤務環境を改善させる取組が不可欠となります。

勤務環境の改善により、医療従事者を惹きつけられる医療機関となるだけでなく、「医療の質」が向上し、患者の満足度も向上します。



あなたの職場は大丈夫ですか？

時間外労働時間はしっかり管理されていますか？

例えば、こんな事は思いあたりませんか？

例1 宿日直許可を受けていない宿日直は、1日8時間を超えて勤務する場合、**時間外労働手当**を支給しなければなりません。



例2 年960時間以上勤務している医師は、2024年度以降、当該病院がB水準、連携B水準又はC水準の指定(右記参照)を受けなければ、時間外・休日労働時間数は、**年960時間以下**とする必要があります。



例3 **タイムカード**、**ICカード**等による医師自らが打刻していただく環境を整備するなど労働時間の管理を行う必要があります。

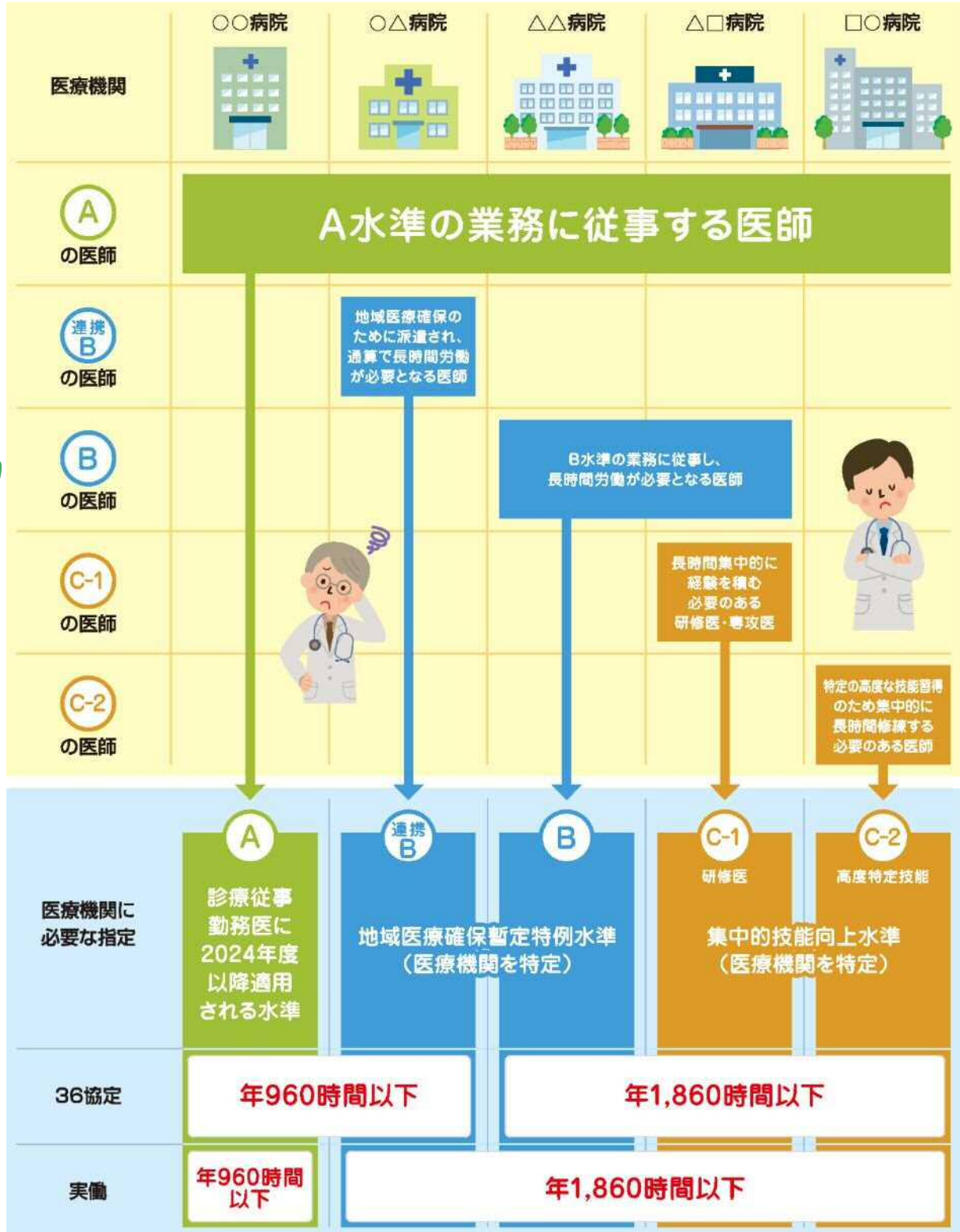


例4 現在は、医師の時間外労働上限制限はありませんので、36協定は**医師と医師以外の職員とに分けて**、労基署に届け出ることとなります。



2024年度以降に年間の時間外・休日労働時間数が960時間を超える医師が勤務する場合

あらかじめ年960時間を超える場合は、A水準以外の各水準の指定を受けなければなりません。ただし、指定を受けた医療機関に所属する全ての医師に適用されるのではなく、指定される事由となった業務やプログラム等に従事する医師にのみ適用されます。



※例外あり ※いずれも休日労働含む

広報誌「いきサポ愛知」のご紹介

医師の働き方改革に関する最新情報や医療機関で取り組む勤務環境改善の好事例などを紹介する広報誌を隔月に発行しています。



ホームページには広報誌を始め、
医療勤務環境改善に役立つ情報を
掲載しています。ぜひ、ご覧ください。

ホームページはこちら
右のQRコードを読み取ってください。
<https://aichi-medsc.or.jp>



医療機関等へ院内研修講師（社会保険労務士・ 医療経営コンサルタント） を無料派遣します！

- ✓ ストレスチェックを勤務環境改善に活かす
- ✓ 医療機関におけるマイナンバーの取り扱い
- ✓ 労務管理・労働契約のポイント
- ✓ 人事評価・人事考課の活用
- ✓ 管理監督者に求められるコミュニケーションとは？
- ✓ 職員の“やる気”を引き出すために
- ✓ ES(職員満足度)なくしてCS(患者満足度)なし！

上記は研修テーマ例であり、詳細な内容は適宜ご相談ください。

無料



お問い合わせ

愛知県・愛知労働局 委託事業
愛知県医療勤務環境改善支援センター
(公益社団法人愛知県医師会)

〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4丁目3-26 昭和ビル6階
TEL 052-212-5766 FAX 052-212-5767
E-mail info@aichi-medsc.or.jp